

各発言者がその読上げを何ら異議を述べることなく聞いているのであるから、発言ア中の①、②が弁護人更新意見書の表記と同一ではないからといって、控訴人の発言のみを取り上げて、正確性を欠くとみるのは相当でない。

(6) 発言イについて

ア 発言イは、「明らかに今回は、あの21人というか、あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられないですよ」というものである。被控訴人らは、同発言は本件弁護団が（被告人が言ってもいないのに主張内容を「創作した」、ひいては「虚偽の内容をねつ造した」旨の事実摘示と解されると主張し、原判決も、これを採用した上、同摘示事実の真実証明もないから、発言イは名誉毀損にあたりと判断した。

イ たしかに、発言イには「組み立て」という平易な日常用語が用いられており、その前後の言葉（「安田っていう弁護士が」や「考えられないですよ」）も、説明や解説というより、視聴者と対等の立場に立って語りかける内容、口調であって、発言イのみから控訴人が主張するような、「弁護人が自らの評価も加えながら『整理、構成』したもの、ないしは、被告人の供述を基礎としながらも、弁護人が立てた『仮説』に従い、被告人の強姦の意思や殺意を否認した」という論理構造の含意があるものと受け取ることは困難である。さらに、発言イからは、本件弁護団を揶揄する語調も感じ取られ、視聴者が「組み立て」の文言から、控訴人が主張するような含意を汲み取るとまではいい難い。

ウ しかし、発言イは、発言①、②の弁護団の主張内容の紹介、発言アに続き、上記弁護団の主張が上告審に至って初めてなされたことに対する下記の批判的意見（発言者をMと表記。）に続いてなされたものである（乙16、17）。

M：「あれね、何が問題かっていうと、この証言っていうのは、要する

に当人がこう言ってるからこういうふうやってるんでしょ
うけど、1審2審では全く出てきていない。」

控訴人：「言っていないんです。」

M：「突然出てきている訳。突然出てきて、当人しか知り得ない事実な
訳ですよ。こんなん誰が信用しますか。こういうものを、こういう
最後の最終審近くになって出してくるってこと、まさにね、私は被
疑者・被告人当人のためにもなっていない。これは明らかに政治運
動ですね。」

控訴人：「だから、1審2審で仮にそういう主張が出てたらこれはもう
やむを得ないところもあります。国家権力に対して、唯一その被告
人を代弁するってことと言わざるをえないんですけども。明らかに
今回は、あの21人というか、あの安田っていう弁護士が中心にな
って、そういう主張を組み立てたとしか考えられないですよ（発言
イ）。」

そして、発言イに続いて、弁護士資格への疑問が呈され、懲戒請求に関
する控訴人の発言（発言ウ）に連なりその後、弁護団の主張（①、②を含
む事実主張〔弁護団によれば母胎回帰ストーリー〕及びそれを踏まえた殺
意否認の主張）に対する批判的発言や、弁護団が公判の最終段階になって
新主張をしたことへの批判的発言へと連なっている（甲1の1、2）。

エ 本件番組における発言イの前後の上記流れを踏まえて、同発言のうち、
まず「そういう主張」の趣旨についてみると、上記流れからすれば、発言
イの「そういう主張」が差戻控訴審で本件弁護団が主張した①、②を含む
母胎回帰ストーリーによる殺意否認の主張を指すことは明らかである。

オ 次に発言イの、そういう主張を「組み立てた」との趣旨についてみる。
（ア） まず、本件番組の流れをみると、上記認定のとおり、控訴人の発言イ
に引き続いて弁護士資格への疑問が呈され、これが懲戒請求にかかる控

訴人の発言ウに連なっているものであるが、控訴人の発言イは、その直近のMの発言（「あれね、何が問題かっていうと、この証言っていうのは、要するに当人がこう言ってるからこういうふうやってるんでしょいうけど、1審2審では全く出てきていない。」）に引き続いてなされている発言である。

これに対して、被控訴人らが主張するように、本件弁護団が「被告人が言っていないにもかかわらず」または「被告人の言っていることに反して」①、②の主張をしているとの発言は、本件番組中には見当たらない。

- (イ) そして、本件番組後に被控訴人らを含む弁護団に対してなされた懲戒請求の申立書を見ると、証拠（甲2の1から17）によれば、これらには、懲戒請求の理由として、概要、①、②を含む殺意否認の主張への批判及び1、2審では殺意を認めていたのに差戻審で否認に転じたことへの批判が記載されている一方、本件弁護団が「被告人が言っていないにもかかわらず」当該主張をしたとの趣旨の記載内容は見当たらないし、本件弁護団が「被告人が言っていないにもかかわらず」上記主張をしたことを前提にする記載もないと認められる。

さらに、控訴人に対する懲戒請求は、主としてウからオ発言によって弁護団への懲戒請求を督促したことを懲戒請求理由としたものと認められ（乙22の1から9）、うち、明らかに懲戒請求人中に法曹関係者を含むものと認められる請求の請求書（乙22の8、9）には、懲戒請求理由として、上記理由に加え、控訴人の各発言が被告人の弁護人依頼権を侵害するものである旨が主張されていることが認められる。しかし、これらのいずれにも、「弁護団が（被告人が言っていないのに）主張内容を創作した」とする記載内容はないし、控訴人の発言が上記趣旨に解されることを前提とする記載内容も見当たらない。

また、被控訴人今枝の懲戒請求者に対する求釈明書（綱紀委員長宛，甲15の5）にも，弁護団の主張内容が荒唐無稽であることは懲戒事由とならないにもかかわらず，控訴人が弁護団の主張内容が荒唐無稽であることを理由に懲戒請求を呼びかけた旨記載されている一方，控訴人が「弁護団が（被告人が言っていないのに）主張内容を創作した。」趣旨の発言をした旨の記載や控訴人の発言が同趣旨と解されることを前提とする記載は見当たらない。すなわち，被控訴人今枝は，控訴人の発言内容を「弁護団の主張が荒唐無稽であり，そのことが懲戒事由にあたる。」趣旨と解したと認められる。

(ウ) 上記ウ認定のとおり，控訴人の発言イはその直前のMの発言に引き続いて，これを批判することなくなされており，この発言の流れからすれば，控訴人の発言イは，M発言中の「当人がこう言ってるからこういうふうやってる」ことを前提としてなされたものといえることができる。そして，控訴人の発言は「組み立てた」との言葉に過ぎず，この発言に，被告人が言っていないにもかかわらず，本件弁護団が主張内容を「創作した」との内容があるとすれば，直前のM発言と矛盾することになるから，控訴人が，M発言を否定，訂正するなどしなければ，「弁護団が主張を創作した」趣旨で発言したことを視聴者に理解させるのは困難というべきである。その後の他の発言者の言動を見ても，「被告人が言っていないこと」を基礎事実として弁護団が主張を創作したとの内容に同調ないし反発，発展させるものはないから，各発言者も，控訴人の発言を「弁護団が主張を創作した」とは理解していなかったというべきである。

上記(ア)から(ウ)を総合すると，本件番組における控訴人の発言イの「主張を組み立てた」の趣旨は，「被告人の言い分を基にして主張内容を構築する」ものと解するのが相当であり，少なくとも，被告人が言っていないこ

とを弁護団が「創作した」との趣旨は含まれないと解される。そして、このことは、弁護団に対して懲戒請求を行った視聴者、法曹関係者を含む控訴人に対する懲戒請求人、さらには被控訴人今枝の受け止め方ないし解釈も同様であったことから裏付けられているというべきである。

カ 本件弁護団が本件刑事事件の差戻控訴審の公判において控訴人の発言ア①、②を含む母胎回帰ストーリーによる殺意否認の主張内容（「そういう主張」）の弁論を行った（「組み立てた」）ことは前記のとおりであるから、発言イの摘示事実は真実であるとの証明があったというべきであり、したがって、発言イも被控訴人らを含む弁護団に対する名誉毀損を構成しないことになる。

(7) 発言ウからオの名誉毀損性について

これらの発言は、本件弁護団に懲戒事由があることを前提にして、懲戒請求に言及するものである。

「弁護団には懲戒事由がある」とは、控訴人の意見論評の表明であるが、その意見論評の前提として摘示された事実は、弁護団が、本件刑事事件の差戻控訴審において、①、②の事実主張を含む殺意否認の主張を構築し、これを公判で主張する等の弁護活動を行ったことと解されるところ、この摘示事実が真実であることは上記のとおりであるから、結局、発言ウからオも、意見論評の域を逸脱しているとはいえず、弁護団に対する名誉毀損の不法行為を構成しない。

なお、発言オ（「懲戒請求を1万2万とか（中略）懲戒請求かけて下さったらですね、弁護士会の方としても処分を出さないわけにはいかないですよ。」）は、多数でもって懲戒請求をすれば、弁護士会が懲戒事由の存在主張を無視するわけにはいかず懲戒に付することは間違いなしとする言辞であるところ、弁護士法所定の懲戒事由の内容からして、懲戒請求の多寡により懲戒の成否が左右されるとは考え難いから、発言オは誤りというほかない。

しかし、この誤りは、控訴人の意見論評を誇張するものに過ぎないとみるべきであり、懲戒事由があるとの控訴人の意見論評の前提となる摘示事実にあたらぬから、同意見の前提となる摘示事実には誤りはなく、発言才が名誉毀損を構成しないとの判断を左右するものではない。

2 争点(2) (本件発言ウからオが名誉毀損とは別の不法行為を構成するか。) について

(1) 弁護士に対する懲戒請求が、名誉毀損や業務妨害とは別個の不法行為を構成することがあるのは、原判決説示(28頁1行目から13行目まで)のとおりであるので、これを引用する。

そして、弁護士法58条1項に基づく懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成すると解するのが相当である(最高裁平成19年4月24日第三小法廷判決〈民集61巻3号1102頁〉)。

(2) 発言ウからオの趣旨について

控訴人は、発言ウからオは弁護士懲戒制度を紹介したものであり、視聴者に懲戒請求を呼びかけたり煽動するものではない旨主張する。

しかしながら、上記認定の発言ウからオの文言及び各発言がされた経過よりすれば、各発言が、懲戒制度の紹介にとどまらず、視聴者に本件弁護団に対する懲戒請求を勧奨する趣旨に解されるのは、その表現からも明らかである。なるほど、発言ウには「もし許せないって思うんだったら」との前置きはあるが、同じ法曹である控訴人が、本件弁護団の行為が懲戒事由にあたる趣旨を込めて、弁護士懲戒制度に通暁しているとも思えない一般視聴者に語りかけるなかでの言辞であることからすれば、これは、懲戒請求は視聴

者の自主的な意思決定に拠るものであって強制されるものではないとの意味合いをもつにとどまると解されるから、発言ウからオが、視聴者に対して懲戒請求を勧奨するものであるとの上記認定を妨げるものではない。

(3) 争点(3) (控訴人の発言と懲戒請求との因果関係) について

本件番組の放送以降、被控訴人らを含む本件弁護団に属する弁護士に対し、多数の懲戒請求がなされたこと、被控訴人らの属する広島弁護士会が被控訴人らを対象とする懲戒請求につきいずれも懲戒しない旨決定したことは、いずれも前記引用にかかる原判決認定（3頁9行目から4頁24行目まで）のとおりである。

また、本件放送の直後から、インターネット上に控訴人の上記発言や本件弁護団に属する弁護士の氏名、住所、所属弁護士会のほか、懲戒事由まで記載された懲戒請求の書式が載せられ、大多数の懲戒請求は、同書式を使用してなされたこと、これらの懲戒請求は、弁護団が差戻審に至って殺意否認に及んだこと及び殺意否認の所以となった母胎回帰ストーリーが荒唐無稽であることを懲戒理由として挙げていることがそれぞれ認められる（甲12の1から3、弁論の全趣旨）。

上記事実よりすれば、弁護団に対する多数の懲戒請求は、控訴人の本件発言に呼応してなされたか、少なくとも触発されてなされたものであって、控訴人の発言と因果関係を有するものであると推認できる（控訴人自身、その趣旨の発言をしている〈乙1〉。ただし、上記インターネットの記載に控訴人が関与していることを窺わせる証拠はない。）。

(4) 視聴者らの懲戒請求が不法行為を構成するか。

ア 上記(3)の事実よりすれば、本件における懲戒請求は、本件弁護団の弁護方針弁護内容に対する批判的見解の発現としてなされたものと解される。もとより、本件弁護団の弁護方針に対する批判は、それが人身攻撃等不当な目的に出たものでなければ、言論、表現の自由の範囲内に属するもので

あって、制限されるべきではない。

しかし、本来、弁護士は、依頼者との信頼関係を基に、「良心に従い、依頼者の正当な利益を実現するように努めなければならない。（弁護士倫理19条）」ものであるところ、この正当な利益とは、職務上の良心に従ってなされる独立かつ専門的な裁量判断により法律的に再構成された利益と解され、弁護士の活動は、その本質からして、一律的な評価には親しまないものである。したがって、弁護士の訴訟活動が、ときに、他者から批判されたり、社会の一般的な物の見方との間に懸隔を生じたりすることは当然にあり得るところといわなければならない、その場合も弁護士の独立かつ専門的な裁量判断は当然に尊重、保護されるべきである。

一方、懲戒制度は、弁護士会の自主性や自立性を重んじ、弁護士に対する弁護士会の指導監督作用の一環として、弁護士の品位を損ねる行為についてその懲戒権の行使を弁護士会に委ねているものであるが、いったん懲戒請求の対象となると、対象となった弁護士等は、綱紀委員会の調査を受け（弁護士法58条2項）、また、陳述や説明、資料の提出を求められる（同法70条の7。なお、調査の一環として調査期日に出席を求められることもある〈甲2中の各弁護士宛通知内容〉。）ことがある。したがって、懲戒請求は、この「懲戒」の語義に加え、以上のとおり、懲戒請求が対象となった弁護士に対し、調査が開始され、陳述や説明、資料の提出を求められるなど、事実上不利益を強い、負担を課すものといえることができる。

これらのことを併せ考えれば、対象弁護士の訴訟上及び訴訟外の活動に対する単なる批判や異論は、懲戒事由とはなり得ないものと解される。

そして、本件弁護団の弁護方針や活動内容については、本件刑事事件の内容等からして批判や異論はありうるかとも思われるが、弁護団は、上記職責に基づき誠実かつ真摯に弁護活動を行ったものと認められ（弁論の全趣旨）、その活動態様に職責を逸脱した部分があるとみなすことはできな

い。

そうとすれば、単に、本件弁護団の弁護方針や弁護内容への批判や異論を懲戒請求事由とするとみるほかない本件懲戒請求には理由がないというべきである（広島弁護士会綱紀委員会の結論〈甲20の1ないし13〉も基本的に同旨である。）。

イ しかしながら、懲戒請求に理由がないことと当該懲戒請求が不法行為を構成することは別論であり、理由のない懲戒請求が、即不法行為を構成する訳ではない。

むしろ、懲戒請求にかかる弁護士法の規定（58条1項）は抽象的であって、懲戒請求者の資格等に限定はなく、懲戒事由も具体的に規定していないこと、懲戒制度が弁護士ないし弁護士の行為に対する唯一の一般的な苦情申立て制度であること、上記のとおり、本件番組において弁護士である控訴人が具体的な事実を摘示して、暗黙裡に当該事実が懲戒事由に当たることを表示し、しかも自己の例を引きつつ、懲戒請求は簡便かつ容易である旨発言したことから、本件番組の視聴者は、本件弁護団には懲戒事由があり、かつ、懲戒請求の手続は簡単で、これによって請求者に格別の責任等は生じないと誤認したものと推認される。これらを併せ考えると、各懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠くことにつき懲戒請求人らに故意、過失があったとまではいえないから、結局、各懲戒請求人の懲戒請求は、不法行為を構成しないというべきである。

(5) 控訴人が視聴者に懲戒請求を呼びかけたことの不法行為性について

ア まず、弁護士に対する懲戒請求は、事件の当事者や相手方、関係人等当該弁護士が関与した業務に何らかの関わりのある者からの例が一般であり、本件のように、マスメディアを通じての呼びかけにより、業務上においても業務外においても何らかの関わりのない多数の者がほぼ同時期に請求人となった懲戒請求の例は見られなかったものである（弁論の全趣旨）。

しかし、弁護士法58条1項の規定上、懲戒請求人の資格に何らの限定もないことからすれば、当該事件ないし弁護士に直接関わりを持たない者から多数の懲戒請求がなされることも法の予定しないところではないといふべきであり、業務その他に何らの関わりのない者が何らかの触発を受けて、全体として偶々多数の請求をしたことをもって、当該各懲戒請求が不法行為としての違法性を帯びるということにはならない（ただし、懲戒請求に名を藉り他の目的を達しようとした場合などは別論である。）。

イ その上で、控訴人の懲戒請求の呼びかけ自体が不法行為に該当するかを検討する。

控訴人が本件弁護団の弁護方針に異論をもち、本件番組において弁護団には懲戒事由があるとの本件意見を表明したことは、上記認定のとおりである。

ア) まず、控訴人は、本件意見を表明した理由として、本件弁護団は被告人のために最善の弁護を尽くすべき職責を負っているところ、本件刑事事件の審理推移、特に上告審の判決内容よりすれば、差戻控訴審の弁護人としては、死刑を回避するため情状立証に努めるべきであるにもかかわらず、弁護団は、差戻控訴審において、上告審の指針に逆行して、上告審で一蹴された事実主張を基に母胎回帰ストーリーなる主張で殺意を否認するという、死刑回避の情状立証としては逆効果以外の何物でもない弁護活動を行い、その結果、差戻控訴審では、これらの主張内容が被告人の反社会性の増加、更生可能性の消退の現れと認定され死刑判決が宣告されたものであって、弁護団の弁護活動の誤りは明らかであり、これは上記職責に反し、懲戒事由にあたるものである、と主張する。

たしかに、刑事弁護人は、被告人のために最善の弁護活動をなすべき職責を負うが、その弁護活動は、職務上の良心に従い独立かつ専門的な裁量判断に基づいて行うべきところであって、それが被告人の意向に沿

って誠実になされる以上、上記職責に反するところはなく、弁護方針や弁護活動の内容に他者の異論があることをもって弁護人に対する懲戒事由となしえないことは、前記説示のとおりである。

本件刑事事件の場合、被告人が差戻控訴審において殺意否認に転じているところ、これが被告人の意向にそった主張であることは明らかである（この点は控訴人も争わず、むしろ、当然の前提としている。）。むしろ、弁護団としては、従前の主張を変更する以上、被告人の変更供述を子細に吟味し、これが審理、判決に及ぼす影響につき慎重な検討を加え、被告人が自己決定をするに足りる説明や助言をし、それを踏まえて被告人の意向に沿った弁護活動をするべきであり、その意向に反した弁護活動をするべきではない。本件弁護団の活動が、弁護士としてのこうした職責をないがしろにしたものであったことを推測させるような事情は全くない。控訴人においても、本件番組当時、そのような認識を抱いていなかったことは、「主張を組み立てる」ことは被告人と弁護人との共同作業であるとの趣旨の控訴人の主張自体からも明らかである。

(イ) これに対し、控訴人は、こと死刑判決の可能性がある場合は別論であると主張する。

しかしながら、被告人が事実関係を争っていても、弁護人において死刑判決を回避するために必要として、被告人の意向に反し、事実関係を認めたと弁護活動をすることも許されるとの見解が弁護士倫理として一般に承認されているとは想定し難い（前記上告審判決の説示があるにしても、弁護人としては、被告人の意向に沿って、可能な限りの弁護活動を尽くすべきものと思料される。）。そもそも、控訴人においては、本件刑事事件につき、一般報道等による情報以上に本件刑事事件の弁護内容の当否を論ずるに足りるほどの特段の情報を知り得るものではなく（実際にも知らなかったと推認される。）、控訴人が本件弁護団の弁護方針

を一方的に指弾し、あるべき方針を断言できるような材料を持ち合わせていた訳ではないし、控訴人自身その旨認識していたと推認できる。したがって、控訴人が一般論として、上記見解を有しているからといって、弁護団に懲戒事由があると信じたことにもならないし、懲戒事由があると信じたことにつき合理的理由があるというべきものでもない。

- (ウ) また、控訴人は、特に本件刑事事件の弁護団は、被告人、弁護人の主張が上告審以降変更したことにつき、刑事弁護制度、ひいては司法制度に対する国民の信頼を維持するため、主張変更の理由につき説明すべき義務があるとも主張する。

弁護士は、「司法制度の健全な発展に寄与するよう努める」べきものとされる（弁護士倫理3条）が、それは、弁護士としての本来の職責を果たすことを通じて実現されるべきであり、本件に即していえば、法廷における主張、立証を十分に尽くすことが根幹であり、いかに国民の関心を呼ぶ事件であっても、それ以上に、殊更、弁護方針等につき国民に対し説明や陳弁等をすべき義務が課されているとは解し難く、上記主張は、控訴人の独自の見解であって採用しない。したがって、本件弁護団が国民に対してその弁護方針の理由を説明しないからといって、これが懲戒事由にあたるといえないことも明らかである。

- ウ 以上の検討を踏まえて、控訴人が視聴者らに弁護団への懲戒請求を呼びかけたことの不法行為性を検討する。

- (ア) 本件弁護団の弁護活動が懲戒事由にあたらないこと、弁護士である控訴人は、そのことを認識していたとみるべきことは、前記説示のとおりである。

- (イ) 控訴人は、発言アにより本件弁護団には懲戒事由があった上、発言ウにより視聴者らに弁護団への懲戒請求を呼びかけ、発言エでは、懲戒請求が極めて容易かつ簡便にできるとし、発言オでは、多数の懲戒請

求があれば弁護士への懲戒処分がなされるとして、視聴者らの懲戒請求が懲戒処分に対して効果がある旨告げている（発言オの内容が誤りであることは前記のとおりである。）。結局、控訴人は、圧倒的影響力をもつテレビ放送という媒体を利用し、虚偽の事実（発言オ）をない交ぜにして、本件弁護団には懲戒事由があるとの表現で弁護方針を批判し、懲戒請求への積極的参画を呼びかけることで弁護団への非難を誇張して表現しつつ、視聴者に積極的に非難に加わることを求めたものといわざるを得ない。

控訴人のこの発言により、視聴者らは、容易に、本件弁護団の弁護活動には懲戒事由に該当する看過できない誤りがあり、懲戒請求の手続は容易かつ簡便であり、何万、何十万という形で懲戒請求が集中すれば、懲戒処分がなされる蓋然性が高いものと理解し、懲戒請求に及んだものと認められる（控訴人の発言と本件番組後になされた懲戒請求との間に因果関係が認められることは前記のとおりである。）。

以上を総合すると、弁護士である控訴人は、被控訴人らに対する懲戒請求に理由がないことを知りながら、視聴者に対し、あたかも懲戒事由が存するかのような誤った発言をし、この前提に基づき、懲戒請求は簡易で、かつ、多数の懲戒請求によってこそ懲戒の目的を達し得ると、誇張的に懲戒請求を勧奨し、その結果、多数の者が懲戒請求に及んだものとみることができ。

控訴人の上記懲戒請求の勧奨は、弁護士懲戒制度の本来の趣旨目的を逸脱し、多数の者による理由のない懲戒請求を集中させることによって、被控訴人らを含む本件弁護団の弁護方針に対する批判的風潮を助長し、その結果、被控訴人らの名誉感情等人格的利益を害するとともに、不当な心身の負担を伴う弁駁、反論準備等の対応を余儀なくさせたものと評さざるを得ず、控訴人は、このことについて、不法行為責任を免れないというべき

である。

エ なお、付言する。

本件刑事事件において、被控訴人らを含む弁護団が、その主張にかかる内容が一見奇異で非日常的であり、一般にはたやすく理解しがたいものであったにせよ、各自の信念と見識のもとに、誠実かつ真摯に弁護活動を行ったことは疑いを入れない。

控訴人は、刑事弁護の経験を持つ弁護士として、刑事弁護人の職責やその困難性を身をもって知るといふ、本件番組には唯一弁護士の資格を持つコメンテーターとして出演していたのであるから、刑事弁護人の職責を適切に紹介した上で、自説を述べるべきであったといえる。それにもかかわらず、控訴人は、適切な説明や紹介を十分にしないまま、本件弁護団の弁護方針や内容に対する他の出演者らの疑問や批判に同調し、弁護団への批判的意見を懲戒請求制度に絡めて開陳し、それにとどまらず、番組視聴者に懲戒請求を勧奨した。もとより、控訴人が本件弁護団の弁護方針、弁護活動に対する批判的見解を述べるのは、表現の自由の範囲内においては何ら咎められるべきものではないが、テレビという大きな影響力をもつメディアの番組において専門家として発言する以上、発言内容に慎重を期すべきは当然であり、正確かつ客観的な情報を提供した上で、自説を披瀝すべきであったと考える。

3 争点(4) (被控訴人らが本件各発言により被った損害の有無及び程度) について

- (1) 本件各発言が被控訴人らに対する名誉毀損にあたるとはいえないこと、発言ウからオを持ってした懲戒請求の呼びかけが不法行為を構成することは上記のとおりである。
- (2) 上記呼びかけにより、被控訴人らは多数の懲戒請求を受け、そのため、これに対応せざるを得なかったことは容易に推認できるから、その対応にかか

る時間的、肉体的、精神的負担をもって損害とすべきことになる。

そこで検討すると、被控訴人らはそれぞれ約600件の懲戒請求を受けたが、その相当部分は、インターネットで流布された懲戒事由まで記載された書式に懲戒請求人の住所氏名を記入したものであり、数種類の書式の内容も大同小異である上、被控訴人らの属する広島弁護士会においては、綱紀委員会において同種の案件としてまとめて審理をし、懲戒委員会への付議にまでは至らなかったことが認められ(甲2, 20の1ないし13, 弁論の全趣旨)、これらによれば、被控訴人らが、上記懲戒請求に対する調査や反論等に相応の心身両面の負担を要したであろうことは想定できるが、それが本来の弁護士業務に多大な影響を及ぼすほどのものであったとは認めるに足りない。一方、弁護士として、懲戒請求を受けること自体基本的には不名誉なことである上、本件刑事事件の弁護に精力的に取り組んでいた被控訴人らにとって、理由のない一斉懲戒請求が相当な精神的負担をもたらしたであろうことは容易に推認されるところである(甲13, 弁論の全趣旨)。

以上のほか、本件に顕れた一切の事情を総合すると、被控訴人らの受けた精神的苦痛に対する慰謝料としては一人あたり80万円と認めるのが相当である。

(3) 本件訴訟の内容、審理経過及び上記認容額を総合すると、本件と相当因果関係ある損害として控訴人が負担すべき弁護士費用は、被控訴人一人あたり10万円と認めるのが相当である。

4 以上より、控訴人の控訴は一部理由があるから、被控訴人らの請求を90万円及びこれに対する平成19年5月27日(不法行為の日)から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却し、附帯控訴(当審における請求拡張部分を含む。)は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 廣 田 聰

裁判官 中 山 節 子

裁判官 松 葉 佐 隆 之

これは正本である。

平成21年7月2日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 藤原伸

